

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 12 日現在

機関番号：34315

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380181

研究課題名(和文) 韓国の地域社会における市民事業の展開とローカル・ガバナンスに関する研究

研究課題名(英文) The Study on Deployment of Civil Business and Local Governance in Communities of the South Korea

研究代表者

文 京洙 (MUN, Gyongsu)

立命館大学・国際関係学部・教授

研究者番号：70230026

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,700,000円

研究成果の概要(和文)：欧米や日本などの先進諸国同様、韓国社会においても90年代以降に急激に進展したグローバル化・脱産業化にともなって雇用や家族をめぐる新たな社会的リスクが深刻化している。

本研究は、そうした社会的リスク構造の解消を目指して積み上げられた市民社会主導の規範形成と、社会的企業など非営利・協同の市民事業の取り組みを、韓国の地域再生・創造の要として位置づけ、この市民事業をめぐる行政・市民団体・企業など、地域社会の多様なステークホルダー間の重層的かつ協調的なガバナンスの展開を、日本やヨーロッパとの比較を踏まえて、実証的かつ理論的に解明するものである。

研究成果の概要(英文)：The new social risks concerning the employment and the family and so on in the South Korean society have worsened rapidly since the 90s with globalization and the de-industrialization, as the advanced nations such as the European countries, the US and Japan.

This study, positioning norms formation of a civil society initiative that has been piled up with the aim of elimination of such social risk structure, and non-profitable, cooperative efforts such as social enterpriz as a cornerstone of Korean regional revitalization and creation, is intended to examine empirically and theoretically deployment of the multi-layered and cooperative governance among the various stakeholders of the community such as government, civil organizations and companies over this civil business, , based on the comparison with Japan and Europe.

研究分野：公共政策

キーワード：韓国 市民事業 社会的企業 協同組合 まちづくり ガバナンス 非営利・協同 社会的リスク構造

1. 研究開始当初の背景

韓国においてグローバル化や脱産業化にともなう社会的危機が顕在化するのには、1997年末～98年の通貨金融危機(韓国ではIMF事態と呼ばれる)以降である。「失業大乱」と呼ばれたこのIMF事態によって韓国国民が受けた衝撃ははかりしれない。盧武鉉政権期(03年～08年)には、経済は成長基調にあるにもかかわらず雇用率は減少するという“雇用衝撃”を経験し、稼働層の失業や非正規雇用が高い水準でつづいた。働くことをめぐる困難は、離婚率の上昇、婚姻年齢の遅れや未婚者の増加、出生率の低下、家庭崩壊、自殺、ホームレスの急増、など、社会全般の病理と両極化をもたらしている。金大中・盧武鉉の両政権期には、こうした危機克服に向けた市民社会の役割が重視された。90年代には政治経済の民主化に取り組んできた市民運動も、市民社会と政治システムの相互浸透がすすむ中でその役割やアイデンティティの再定義が迫られる。それまで専ら監視や異議申し立ての対象として見なされていた行政や企業との連携や協力、つまりガバナンスの問題が本格的に提起されるのである。

こうしたなかで制定された「社会的企業育成法」(2007年施行、以下、「育成法」)は、韓国での公・民協働のガバナンスをめぐる規範形成の一里塚として位置づけられる。この「育成法」は、英国のCommunity Interest Companies(CIC)法をベンチマーキングして認証制度を導入し、社会サービスの提供と脆弱層の就労支援(労働市場への統合)を目的の二本柱とした。本研究でいう市民事業とは、この「育成法」の言う社会的企業(同法2条「社会的弱者に社会サービスまたは雇用の場を提供」し、公益に合致する「営利活動をおこなう企業」)を中心に、よりひろく多様な公共目的のための市民主体の事業活動を意味する。

本研究は、こうして韓国の市民事業が新しい段階を迎えつつある状況でのガバナンスのあり方を探求しようとするものである。社会的企業を中心とする韓国の市民事業については、この間、申請者は、科研費研究(「基盤研究C」)「韓国における市民的公共性の新たな展開としての市民事業に関する研究」平成21年～23年)などを通じて各地で調査をすすめてきた。本申請書に業績としてあげた共同研究(『韓国社会的企業調査報告』や『危機の時代の市民活動 日韓社会的企業最前線』など)は、韓国の社会的企業についての現地調査をふまえた日本で初めての本格的業績であると自負している。

これらの調査を通して、韓国の社会的企業が地域再生・創造の問題に焦点化されつつあること、受益者としての住民、行政、企業、金融や経営支援のための中間組織、生協や自活共同体とのネットワークなど、社会的企業めぐるステークホルダー間の連携や協力、その意味でのきわめて重層的で協調的なガバ

ナンスの重要性が浮上し、そのための調査・分析を本研究の課題とした。

ところで、欧米の先進諸国・地域では、中央政府の統治能力の衰退や「主権性の空洞化」(Jurgen Habermas, *The Postnational Constellation: Political Essays, Polity, 2001*)が明らかとなるなかで、90年代の早い時期から、中央政府の枠組みを超えた、多様なセクター間の連携による規範形成や統治行為がガバナンスの問題として論じられてきた。問題を地域社会でのローカル・ガバナンスに限定して言えば、概ね、その議論は、従来の公的権威やハイアラキに基づく中央政府中心の統治行為(いわゆるオールド・ガバナンス)の位置づけをめぐる二つの方向に分化したと言える。すなわち、ローズ(M. Bevir and R. A. W. Rhodes, *The State as Cultural Practice, Oxford University Press, 2010*)やジェソップ(Bob Jessop, *State Power, Polity, 2008*)は、ガバナンスを、国家から自立した自己組織的なネットワークとみなし、従来の公的な権威にかわって「コアをなす執行部 core executive」(ローズ)や「メタ・ガバナンス」(ジェソップ)という考え方を提起している。これに対して、韓国での議論(Lee Myungsook, Bae Jaehyun & Yang Sejin 「協力的ガバナンスと政府の役割 社会的企業の事例を中心に」『韓国政策学会報』第18巻4号2009年〔ハングル〕、Ham Yeongjin & Kim Jongsuro 「ローカルガバナンスと社会的企業の役割に関する研究」韓国都市政策学会都市行政学報 第24集第4号2011年〔ハングル〕など)やピーターズ(Jon Pierre & B. Guy Peters, *Governance, Politics, and State, St. Martin's 2000*)は、多様なアクターの連携によるシナジー効果を認めながらも、ガバナンスの中核的役割はあくまでも国家によって果たされるものとしている。

韓国の現状は、ほとんどの場合、ガバナンスの舵取りは中央・地方の行政に掌握され、いわゆる市民事業の「行政の下請け化」の現実も少なからず見受けられる。これを踏まえ、本研究では、ローズらの構想する水平的でネットワーク型のガバナンスを到達すべき理念型として、韓国でのローカル・ガバナンスの内実が、行政主導からその理念型へと向かう、どのような段階にあるのかを、実証的に検証し、あわせてガバナンスをめぐる国際比較や類型論の構築をはかりたい。

2. 研究の目的

以上の現状や研究の到達点を踏まえて本研究の具体的な課題を示せば以下の3点であると言える。

(1) まず、90年代以来の市民事業やガバナンスにまつわる、市民主導の規範形成の過程とその特徴を、関係者への取材や文献・資料を通して明らかにすることである。ここで規範とは、立法府を通じて制定される法制度な

どの上位範疇の制度規範から、各ステークホルダーの間で交わされるコミュニケーションや資源配分をめぐるルールや慣行に至る多様なレベルの規範を含むが、本研究ではさしあたって、96年の自活支援機関の設置、2000年の国民基礎生活保障法と非営利民間団体支援法、07年の「育成法」、さらには2011年12月に制定された「協同組合基本法」(社会的協同組合に関する条項が含まれている)などについて、その形成過程での市民団体の役割や制度の特徴などを、取材や資料分析を通して検証する。こうした規範形成にかかわる分析が重要なのは、規範をつくり出していく過程での市民参加の水準や勢力関係などが、ガバナンスにかかわるステークホルダー間の位置関係やコミュニケーションのあり方を決定する最も重要な要素と考えられるからである。

(2) 次に、こうした確定した制度規範が、実際にどのように運用され、実践されているかを、市民事業をめぐるガバナンスに関する実態調査(対象地域については、「研究計画・方法」の項目参照)を通じて明らかにする。申請者はこれまでもソウル、京畿道、忠清道、済州道などの各地で調査を実施して来たが、2010年の統一地方選挙以後の自治体の刷新や「育成法」の改正によって、韓国の市民事業をめぐるガバナンスは新しい段階を迎えた感がある。すなわち、この間、市民事業の育成や市民社会との連携が自治体の施策の定番として定着しつつあること、2011年10月のソウル市長補欠選挙で市民派の朴元淳市長が誕生したことによって地域再生・創造をめぐるガバナンスの先進的取り組みが積み上げられていること、さらに「育成法」の改正によって社会的企業振興院が雇用労働部によって設立され市民事業をめぐるより系統的な支援や調査が可能になったことなど、新しい変化があった。現地調査では、こうした新しい段階でのガバナンスの特徴や克服すべき課題などを明らかにする。

(3) さらに、すでに述べたような、ジェソップ、ローズ、ピーターズなどの既存の諸研究を踏まえたローカル・ガバナンスをめぐる国際比較(とりわけ日本との比較)を通して理論形成や類型論の確定も本研究の課題である。ひいては、これらの理論的探究を通じて、ハーバマスなどの公共圏理論では政治システムや市場システムと対立的に捉えられていた市民社会をめぐる議論の再検証を試みたい。

3. 研究の方法

本研究は、申請者がこの間、調査経験のある、清州市(忠清北道)、洪城郡(忠清南道)、完州郡(全羅北道)、済州市・西帰浦市(済州特別自治道)、蔚山市、麻浦(ソウル)さらに遠野(岩手県)や仙台(宮城県)など日本各地での資料蒐集、調査、市民事業関係者や行政担当者、さらに大学など研究機関・シン

クタンクの専門研究者との意見交換やインタビューを中心にすすめられる。くわえて本研究は、申請者が副センター長をつとめる立命館大学コリア研究センター、及び特別研究員として参加する日本希望製作所(東京)の両機関を研究拠点に、この間の研究で築いた、韓国のような研究機関(韓国の「希望製作所」を初め、聖公会大学校社会的企業研究センター、ハンギョレ経済研究所など)や中間支援組織(「ともに働く財団」、HAJAセンターなど)、さらに各地の社会起業家とのネットワークを活用したシンポジウムやセミナーの開催を通してすすめられる。

4. 研究成果

上記の研究目標の(1)との関連では、以下のようなことが関係者への聞き取りや資料分析を通じて、「社会的企業育成法」の成立経緯が明らかになった。

韓国の社会的企業の出発点は、90年代初めのソウル首都圏の貧困地域での生産共同体運動にあった。90年代初めにそうした運動が活発になった要因をインタビューから敷衍するとおおむね二つのことが指摘できる。一つは、当時の盧泰愚政権が打ち出した都市再開発計画(住宅200万戸建設計画)である。1987年の民主化後の最初の大統領選挙での民主勢力の分裂(金大中・金泳三の大統領候補一本化の失敗)に乗じて当選を果たした盧泰愚政権にとって、貧困層の支持基盤の拡大・強化が急務であり、そうした中で打ち出されたのが住宅200万戸建設計画であった。この再開発計画にともなう貧困地域の立ち退き問題や住宅建設にともなう生活改善要求が都市部の貧民運動を噴出させた。

聖職者中心のこうした貧民運動は、これをさらに遡れば、軍事政権時代(60年代~80年代半ば)の民衆教会や民衆神学をよりどころに都市貧民地域を舞台とした住民運動に行き当たる。70年代の維新体制期の「都市産業宣教会」などを中心とした都市貧民の自立・連帯、社会経済的地位の改善運動は、韓国の反独裁民主化運動の歩みを語る上で欠かすことの出来ないエピソードとなっている。ところが、光州事件(1980年)を経てML・PDなど青年学生を中心とする理念的な「運動圏」が80年代半ばに台頭すると、社会運動の主役の座はこれらの「運動圏」にとってかわられることになる。この時代は、マルクス主義や民族統一といった「大きな物語」(韓国風には巨大談論)が社会運動の世界で風靡した時代であり、90年代初めの都市貧民運動についても、87年の民主化後にさまざまな分野で噴出した各種の社会運動の一つではあったとしても、時代を先導するほどの意義は与えられていない。しかも、この頃の生産共同体の多くは、事業体として持続できずに倒産や解散を余儀なくされている。

だが、この時期の都市貧民運動が地域社会の問題を“共同体”という方式で解決しよ

うとしたことは、韓国の社会的経済のその後の成長、ひいては社会運動全体のその後の展開を考える上でも重要である。当時の共同体運動が掲げた「生産・分ち合い・共同」といった理念、さらには献身や自発性といった精神は、いまもなお自活事業関係者やひろく社会的経済に取り組む活動家が立ち返るべき原点ともされているのである。

事業として必ずしも成功したとは言えなかったが、90年代初めの共同体運動の経験は金泳三政権の下で96年から始まった自活支援事業（全国五か所の自活支援センターの設置）に活かされることになる。90年代のグローバル経済のただなかでスタートした金泳三政権は「世界化」のスローガンのもと経済の自由化や競争力強化にまい進する一方で、これに伴う社会的ひずみを是正するために民間の研究者や専門家の参加する国民福祉企画団を創設した。この企画団の研究者や専門家は、生産共同体による脱貧困の取り組みに着目し、現場の活動家の建議を受けて「自立支援政策の一環として生産共同体モデルを導入した生産的・予防的福祉を構想」するに至る。こうして最初の自活事業の実験が、生産共同体運動の現場の運動主体と学者・政府担当者とのパートナーシップの下で始まる。この緊密な「官民協力」は、自活支援センターが20か所に拡大した金泳三政権期を通して維持された。

自活支援のモデル事業がこうして始まった90年代の後半は、社会主義体制の崩壊や五月闘争の敗北をへて理念的な運動圏が衰え、参与連帯や経実連に代表される市民運動が社会運動の主役の座を占めつつある時期であった。とはいえ、当時ではなんといっても民主化や公正の実現を目指すアドボカシー運動が主流であり、そういう社会運動にとって政府・行政は、監視や異議申し立ての対象であっても、協力やパートナーシップの相手とはほとんど考えられていなかった。民主化の進展や市民社会の成長を前提に、政府がグローバル経済に積極的対応して自由化や構造調整をすすめる一方、そのひずみに対処するために市民社会との共同のガバナンスを構築するというパターンは、言うまでもなくその後の金大中・盧武鉉政権の下でより本格的にとられる政策となる。

97年末～98年の通貨・金融危機、韓国でいう「IMF事態」はそうしたパートナーシップをより切迫した形で提起した。金大中政権は、IMFが示したコンディショナリティに忠実に対応した。インタビューでは、これに伴う、労働市場の変化（両極化）とそこから派生する韓国社会の困難（離婚率、自殺の急増、少子高齢化などなど）が語られている。問題は、失業の増大によってこれまで生活保護の対象とされていなかった労働能力のある勤労者とその世帯の生活困難が深刻化したことである。さらに98年夏にソウル駅構内に出現した一群のホームレスは、血縁や地縁を

通じた伝統的セフティ・ネットがもはや従来のように機能しなくなりつつあることを衝動的な仕方でも示した。

「失業大乱」と言われたこの危機に「失業克服国民運動委員会」に結集した市民社会が、単に失業者への対処療法的な生活支援にとどまらず、「オルタナティブな職場づくり」のための取り組みはじめたことが語られている。この取り組みの中心となったのは、自活事業関係者を中心とする貧民運動や失業運動のグループであった。日本の労働者協同組合の経験に学んだこのグループは、介護、森林整備、リサイクルなど公益性を持った事業を協同組合方式で展開し、行政が実施したその場限りの公共勤労事業（ワークフェア）を、民間委託を通じてより持続的な就労事業とする道を探った。この民間委託は当時、「特別就労事業」と呼ばれたが、社会的就労事業の出発点ともなる取り組みとしても位置付けられる。

そういう中で、「報告書」にあるように、「国民基礎生活保障法」（国基法）が九九年に市民運動の力で制定される。国基法制定運動は、90年代後半から、急進的「運動圏」に代わって韓国の社会運動の主役となっていた、参与連帯など市民運動団体によってリードされていた。国基法制定は、2000年の「落薦落選運動」とならんで、アドボカシー型の市民運動の頂点をなす取り組みであったともいえる。ところが、その主たる目的は、国民生活の最低線（National Minimum）の国の責任において確保させることであって、その運動をリードした勢力のなかで社会的就労や自活事業への問題意識は薄かった。

一方、自活運動の側のこの頃の最大の関心は、職を失った中壮年世代の労働市場への再統合問題であり、国基法制定運動については、その戦線には加わったとはいえそれほど積極的ではなかったといわれる。「報告書」にあるように、国基法は、自活支援事業を取り入れることになるが、その制度設計上の問題意識はあくまでも生計保護の必要な条件付き給付者の自活問題に限られていた。つまり対象が国基法の規定する受給権者（国民の3%前後）にはほぼ限定され、生産共同体運動の流れをくむ自活事業の関係者が求めた労働市場統合の方法やビジョンは盛り込まれなかった。自活事業関係者は、当初からこれに不満を抱いていたようであるが、財政難に苦しんでいた自活団体にとって政府の事業運営費支援を振り払うことは難しかったという。けっきょく、自活運動団体の多くは国基法の枠組みで制度化された自活支援事業に参加することになる。

こうして国基法は、韓国の社会福祉政策史にもつ画期的な意義にもかかわらず、モデル事業以来の経験を通してオルタナティブな経済の多様な試みを展開しつつあった自活事業にとってはある種の桎梏となった。自活運動団体が本来目指した方向と、国基法に桎

づけられた実際の自活制度とのこの齟齬は、その後も尾を引き、「社会的企業育成法」の制定過程にも微妙な影を落とすことになる。

IMF 事態以後に市民団体や専門家の間で芽生えた社会的就労についての問題意識は、国基法に枠づけられた自活事業とは別の、より幅広い公益的社会的就労の枠組みとして模索されるようになった。インタビューによれば、この模索のなかで決定的に重要な意味をもったのが、2000年に開催された国際会議での黄憲淳博士の報告であったという。この国際会議は、「貧困と失業克服のための国際フォーラム」と銘打ち、労働部系のシンクタンクである韓国労働研究院と聖公会大学が主催し、2000年12月6日～9日の四日間にわたって開催されている。韓国の行政関係者や専門家はもとより、イタリア(Pia Negrini)、イギリス(Charlie Cattell)、フランス(Jacques Dughera)、そして日本からも菅野正純が参加した。この文字通りの国際会議で黄憲淳博士は「社会的就労創出の意味と展望」と題し、諸外国の事例を参照しつつより広範な階層が参加可能な社会的就労や社会的企業という考え方を提起した。

このアイデアを盧武鉉政権がとりいれることになり、労働部の所轄で2003年7月から73億ウォンを投入して社会的就労事業がスタートする。盧武鉉政権による社会的就労事業の拡大は、韓国の市民運動にも大きな波紋を投じた。

すでに述べたように、そもそも、社会的就労事業の出発点は、IMF 事態直後の自活運動関係者の取り組みにあった。ところが、一方で自活運動が国基法の枠組みに押し込められ、他方で社会的就労や社会的企業という考え方が諸外国の経験を媒介に本格的に導入される中で、労働部という、自活事業の所管部署(保健福祉部)とはライバル関係にあった部署に担われ推進されることになったわけである。そのことは、ある意味では、社会的就労や社会的企業が生産共同体運動の"伝統"から断絶する形で成長することになったことを意味する。

社会的就労事業が拡大しつつあった2005年に、社会的就労に関連する新法案の作成のための「社会的就労TF」が労働部次官をTF長として組織された。盧武鉉政権は、委員会共和国などと言われたように、失業対策や福祉政策の立案に市民社会のアイデアや要求を積極的にとりいれた。

2006年12月に国会で採択された「社会的企業育成法」は、基本的には、社会的就労TFで練られた法案を元としている。その間、保健福祉部が自活事業を国基法から切り離して「別途の自活支援法」の制定を模索していた。2006年9月、保健福祉部は、「自活給与法」を立法予告している。同法は、現行の自活給与が「基礎生活保障制度の枠組みに限定されて条件付き受給者中心に非常に制限的に運営される限界」があることを認め、自

活制度を国基法から分離して270万人と算定された勤労貧困層を対象を拡大しようとするものだった。つまり、それは自活事業の対象を「次上位層」に拡大しようとするもので、そこには当初から国基法の枠組みでの自活制度に不満をもっていた自活運動団体の意向も反映していたであろう。自活給与法は、11月13日に国務会議で可決されて国会に上程される予定であった。だが、実際に翌月に採択されたのは、「脆弱層」という言い方で「勤労貧困層」の大半を立法のターゲットに包括した「社会的企業育成法」であり、保健福祉部と労働部の綱引きがギリギリまで続いたものと想像される。

一方、自活運動団体をはじめとする13の市民団体は、「社会的企業発展のための市民社会団体連帯会議」(連帯会議)を2006年6月に結成して8月には協同組合方式をベースに独自の法案を作成して提起した。法制定をめぐって労働部・失業克服財団と、自活グループを中心とする市民運動団体との溝が明らかとなるが、連帯会議の運動は、国民的な世論を巻き起こすほどに強力なものとはならなかったし、立法に及ぼす影響も限られていた。

保健福祉部とのライバル関係を背景に労働部がやや強引に法案制定に持ち込んだという面もあり、これに対する市民運動団体の反発はいままでに根強い。自活運動の側からすれば、自分たちこそ社会的企業の本家本元であるとの自負があり、実際、「社会的企業育成法」の制定以前には「社会的企業」といえば自活共同体である場合が少なくなかった。だが、とはいえ、「社会的企業育成法」が労働部主導で実施された社会的就労政策の延長線上で制定されたこと自体は、ごく自然なことといえるであろう。ボタンの掛け違いは、生産共同体運動に根差す自活運動が国基法の枠内に押し込められたことにある。それは自活事業がそれ自体として社会的企業を展開させる可能性の芽を摘み、あらためてその殻を打ち破ろうとした2006年の段階には、すでに別の文脈で社会的企業への基盤が形づくられていたわけである。こうした行き違いや市民運動内部の軋轢を越えて社会的企業が韓国の社会的経済の一翼としてしっかりと根付くことが出来るのかどうか、法制定以後の課題として問われることになった。

研究課題の(2)や(3)に関連しては、韓国の清州市(忠清北道)、洪城郡(忠清南道)、完州郡(全羅北道)、済州市・西帰浦市(済州特別自治道)、蔚山市、麻浦(ソウル)、さらに遠野(岩手県)や仙台(宮城県)など日本各地での資料蒐集、調査、市民事業関係者や行政担当者、さらに大学など研究機関・シンクタンクの専門研究者との意見交換やインタビューを中心にすすめられた。調査の焦点となったのは地域住民の起業努力に対する地方行政の支援の実際や地域再生・創造という面でのその効果、サステナビリティであったが、この間の研究機関との意見交換や調

査を通しておおむね以下のような結果を得た。

まず、市民事業が業種や地方行政の支援との関連では自治区を含む都市部と業種が異なることが明らかとなった。すなわち、農村部で自治体が直接支援する戦略業種としては保育・教育が中心であるのに対して都市部では住居・福祉・環境などが中心であった。さらに販路開拓など自治体が間接的に支援する分野としては農村部では主に農漁業・観光、都市部では主として保健・医療、文化芸術分、流通・サービスなどが展開している。さらに、2007年の「社会的企業育成法」の制定以来、韓国における社会的企業・広く社会的経済は急速な成長を遂げてきたが、法制定から5年を経た2012年頃から、社会的企業全体の雇用者数やサービス受患者の減少傾向が明らかになっている。このことは、これまでの社会的リスク構造解消に向けたガバナンスにおいて政府や自治体主導のこれまでの在り方が限界に達し、住民自らが、この間の経験を踏まえて地域社会の必要性に対応した社会的経済における住民主導型のガバナンスモデルの開拓が切実に求められていることを物語っている。

さらに、社会的経済をめぐるそうした新たなガバナンスモデルの開拓との関連で、起業から成長・成熟にいたる個別社会的企業の段階毎の成長戦略の樹立が求められているという点も明らかとなった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 件)

〔学会発表〕(計 件)

〔図書〕(計 4 件)

① 文京洙、新韓国現代史、岩波書店、288、2015

② 文京洙他、磯崎典世・李鍾久編、日韓関係史 1965-2015 社会文化、488 (61-84)、2015

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年月日：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

文 京洙 (MUN, Gyongsu)

立命館大学・国際関係学部・教授

研究者番号：70230026

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：